

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第五十号）新旧対照表

改 正 後

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九、第四十一条の十から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 四 省 略

五 措置法第八十六条の四から第八十六条の六まで及び第八十八条の六の規定

六・七 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 九 省 略

- 十 措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三（第三項を除く。）、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三（第五項から第十一項まで及び第十五項を除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項を除く。）、第六十七

改 正 前

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 同 上

- 一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の二の三、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二の二及び第四十二条の三の規定

二 四 同 上

五 措置法第八十六条の四、第八十六条の五及び第八十八条の六の規定

六・七 同 上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 同 上

一 九 同 上

- 十 措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三（第三項を除く。）、第六十六条の十一の四、第六十六条の十一の五、第六十六条の十三（第五項から第十項まで及び第十四項を除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項

条の五、第六十七條の六、第六十七條の七、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項及び第六十八條の三の三第一項の規定
十一 省 略

附 則

(施行期日)

- 1 | この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 | 次項の規定 令和六年四月一日
 - 二 | 第一条第一号の改正規定（「第四十一条の十五の二」の下に「、第四十一条の十九」を加える部分に限る。） 令和七年一月一日
 - 三 | 第一条第一号の改正規定（「第四十一条の十五の二」の下に「、第四十一条の十九」を加える部分を除く。） 令和九年一月一日

(経過措置)

- 2 | 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第四十六条第一項又は第四十九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。
 - 一 | 改正法附則第四十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定
 - 二 | 改正法附則第四十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十六条の十一の四の規定

を除く。）、第六十七條の五、第六十七條の六、第六十七條の七、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項及び第六十八條の三の三第一項の規定
十一 同 上